

広島県小学校教育研究会体育科部会 会則

第一章 名称

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会体育科部会と称する。

第二章 目的

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

第三章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小学校体育指導者の資質向上に関する研究会・講習会・講演会などの開催
- (2) 小学校体育に関する情報・資料の交換
- (3) 研究調査の実施
- (4) 研究成果についての刊行物の出版
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

第四章 会員

第4条 本会は、県内小学校の教職員で構成する。

第五章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 部会長 | 1名 | (2) 副部会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名 | (6) 監事 | 2名 |
| (7) 幹事 | 若干名 | (8) 顧問 | 若干名 |

第6条 部会長、理事長は理事会において選出し、副部会長、監事は理事の互選とする。

第7条 理事は、次の通りとする

- (1) 各郡市より選出したもの2名。(但し、内1名は各郡市の理事長に相当するもの)
- (2) 理事会において推挙したもの若干名。

第8条 副理事長及び幹事は、部会長が委嘱する。

第9条 顧問は、理事会において推薦し、部会長が委嘱する。

第六章 役員の職務

第10条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 部会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職を代理する。
- (3) 理事長は会務の処理に任ずるとともに、部会長、副部会長事故あるときは、その職を代理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐するとともに、理事長事故あるときは、その職を代理する。
- (5) 理事は理事会を組織し、本会の重要事項を決議する。
- (6) 監事は本会の会計及び事業執行の状況を監査する。
- (7) 幹事は会務を処理する。
- (8) 顧問は重要事項に関し、部会長の諮問に応ずる。
- (9) 部会長・理事長・副理事長・幹事は、中・四国小学校体育連盟の役員も兼務する。

第七章 任期

第11条 役員の任期は、次の通りとする。

- (1) 役員の任期は、1年とする。但し、欠員又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (2) 役員は再任することができる。
- (3) 役員は辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第八章 会議

第12条 本会に、理事会、副部会長会、研究部会を置く。

第13条 理事会は部会長がこれを招集し、次のことを審議・決定する。

- (1) 事業の計画・施行及び報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 会則に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

第14条 理事会をもって総会に代える。

第15条 副部会長会は部会長が招集し、緊急・重要事項を審議する。

第16条 副部会長会での決定事項は、次回の理事会で事後了承を得る。

第17条 理事会、副部長会は、総員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。但し、委任状は認める。また、議長は、その都度会議の構成員の中から選出する。

第18条 研究部会は各郡市の研究部員で構成し、研究実践の方向性について協議する。また、各郡市の研究の具体について情報を交換し、交流を図る。

第九章 会計

第19条 本会の運営経費は、次の通りとする。

- (1) 会費、負担金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 本会の事業(会計)は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第十章 表彰

第20条 退職年度の理事には、退職の際、感謝状を贈る。

第十一章 事務局

第21条 本会は、事務局を理事長所属の学校に置く。

第十二章 会則改正

第22条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

第十三章 その他

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

- 附則
- この会則は、平成14年3月5日に改正し、平成14年4月1日から施行する。
 - ただし第17条は、平成5年5月29日より適用する。
 - 各郡市の負担金は、次の通りとし、平成18年4月1日より適用する。
 - この会則は、平成18年5月26日に改正・施行する。
 - この会則は、平成21年3月6日に改正・施行する。
 - この会則は、平成27年3月6日に改正・施行する。
 - この会則は、令和2年5月14日に改正・施行する。
 - この会則は、令和4年5月13日に改正・施行する。